

平成28年第2回定例会 議案説明資料

承第1号	平成27年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及び承認について	【資料1】	1
認第1号	平成27年度南和広域医療組合病院事業会計決算の認定について	【資料2】	3
議第23号	平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）（案）について	【資料3】	4
議第24号	南和広域医療企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	【資料4】	6

南和広域医療企業団
平成28年10月28日

収益的収支補正予算の概要

病院事業収益

補正予算額 Δ 51,968千円

【補正理由1】 派遣職員に係る人件費の減に伴う構成団体からの負担金の減ほか

項) 医業外収益

目) 他会計負担金

- ・ 構成団体運営費負担金 Δ 52,270千円
- ・ 公債費負担金 Δ 1,498千円

【補正理由2】 未計上予算科目の新設による

項) 看護師養成事業収益

目) 看護師養成事業収益

- ・ 看護学校入学考査料 1,800千円

※補正前予算額 351,538千円
 補正後予算額 299,570千円

病院事業費用

補正予算額 Δ 1,498千円

【補正理由1】 開院準備のための増員による人件費の増による給与費の増ほか

項) 医業費用

目) 給与費

- 4,610千円
- ・ 給料 592千円
- ・ 手当 182千円
- ・ 報酬 2,104千円
- ・ 賃金 1,326千円
- ・ 法定福利費 406千円

目) 経費

- Δ 4,610千円
- ・ 委託料 Δ 1,427千円
- ・ 負担金 Δ 3,183千円

【補正理由2】 企業債借入れ利率の低下による企業債利息の減による

項) 医業外費用

目) 支払利息及び企業債取扱諸費

- ・ 企業債利息 Δ 1,498千円

※補正前予算額 408,908千円
 補正後予算額 407,410千円

資本的収支補正予算の概要

資本的収入

補正予算額 109,419千円

【補正理由】 事業進捗に伴う財源の精査による県補助金の増減など

項) 補助金

目) 県補助金

・地域医療再生基金事業費県補助金	7,664千円
・医療施設耐震化促進事業費県補助金	139,788千円
・再生可能エネルギー等 推進事業県補助金	△ 38,033千円

※補正前予算額 6,848,826千円
補正後予算額 6,958,245千円

資本的支出

補正予算額 △ 38,033千円

【補正理由1】 工事進捗に伴う事業費の精査による
病院改築事業の減

目) 病院改築事業費

(工事請負費)

・標識看板設置工事費	△ 3,791千円
・バイオマス給湯設備、 ソーラー街路灯設置工事	△ 35,938千円
・吉野病院改修工事	△ 306千円

(工事事務費)

・標識看板設置計画及び 設計委託料	△ 295千円
・バイオマス給湯設備、 ソーラー街路灯設置工事	△ 2,095千円

【補正理由2】 診療機能充実のための器械備品購入費の増

目) 器械備品購入費

・救急病院医療機器	4,392千円
-----------	-------	---------

※補正前予算額 9,564,291千円
補正後予算額 9,526,258千円

病院事業収益・費用

(単位：円)

区分	予 算 額			決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
病院事業収益	236,538,000	63,032,000	299,570,000	364,099,328	64,529,328	【医業外収益】の内訳 千円 負担金 166,741 補助金 184,218 その他 4,072
項) 医業収益	0	0	0	0	0	
項) 医業外収益	229,270,000	61,232,000	290,502,000	355,031,678	64,529,678	
項) 看護師養成事業収益	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	入学考査料
項) 特別収益	7,268,000	0	7,268,000	7,267,650	△ 350	基金預金利息

区分	予 算 額			決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
病院事業費用	293,908,000	113,502,000	407,410,000	355,330,039	52,079,961	【医業費用】の内訳 千円 給与費 23,461 経 費 (運営費負担金) 155,290 経 費 (委託料) 89,410 経 費 (消耗品等) 48,504 経 費 (その他経費) 32,276
項) 医業費用	286,021,000	115,000,000	401,021,000	348,941,483	52,079,517	
項) 医業外費用	7,887,000	△ 1,498,000	6,389,000	6,388,556	444	
項) 特別損失	0	0	0	0	0	
項) 予備費	0	0	0	0	0	

病院事業収益・費用 差引 8,769,289 (利益剰余金として次年度へ)

資本的収入・支出

(単位：円)

区分	予 算 額				決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	法第26条の規定による 繰越額	合 計			
資本的収入	7,443,826,000	△ 485,581,000	1,334,000,000	8,292,245,000	6,882,244,980	△ 1,410,000,020	
項) 補 助 金	937,926,000	△ 485,581,000	234,900,000	687,245,000	567,444,980	△ 119,800,020	
項) 負 担 金	4,579,600,000	△ 1,925,900,000	773,600,000	3,427,300,000	3,427,300,000	0	負担金
項) 企 業 債	1,926,300,000	1,925,900,000	325,500,000	4,177,700,000	2,887,500,000	△ 1,290,200,000	(病院事業債特別枠)

区分	予 算 額				決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	法第26条の規定による 繰越額	合 計			
資本的支出	10,159,291,000	△ 633,033,000	1,334,000,000	10,860,258,000	10,859,690,114	567,886	工事請負費 7,881,199 千円 工事事務費 174,131 器械備品購入 2,804,359
項) 建設改良費	10,159,291,000	△ 633,033,000	1,334,000,000	10,860,258,000	10,859,690,114	567,886	

資本的収入・支出 差引 △ 3,977,445,134

【工事請負費】の内訳
救急病院 7,763,880 千円
吉野病院改修 49,140
標識看板 23,890
バイオマスボイラー等 44,280

27年度一般会計より引継ぎ資金 2,687,245,134
(4月~7月)
27年度同意済企業債の未発行分 1,290,200,000

差 引 0

五條病院 補正予算の概要

資本的収入

補正予算額 190,996千円

【補正理由1】 事業費の増に伴う財源の精査による企業債の増など

項) 補助金

目) 県補助金

・地域医療再生基金事業費県補助金 …………… 16,094千円

項) 負担金

目) 他会計負担金

・市町村事業費負担金 …………… 33,444千円

項) 企業債

目) 企業債

・病院事業債 …………… 141,458千円

※補正前予算額 2,088,330千円

補正後予算額 2,279,326千円

資本的支出

補正予算額 190,996千円

【補正理由1】 工事進捗に伴う事業費の精査による

病院改築事業費の減など

目) 病院改築事業費

(工事請負費)

・五條病院改修工事 …………… Δ 28,470千円

(工事事務費)

・改修工事設計業務委託 …………… 3,616千円

【補正理由2】 医療機能の見直しに伴う

医療機器の充実（CTの導入等）による

器械備品購入費の増

目) 器械備品購入費

(医療機器購入費)

・医療機器購入 …………… 215,850千円

※補正前予算額 2,088,330千円

補正後予算額 2,279,326千円

病院事業収益

補正予算額 13,856千円

【補正理由2】 事業費の増に伴う財源の精査による県補助金の増

項) 医業収益

目) 県補助金

・地域医療再生基金事業費県補助金 …………… 13,856千円

病院事業費用

補正予算額 13,856千円

【補正理由3】 改修工事に支障となる備品の移設に係る経費の増

項) 医業費用

目) 経費

・委託料（移設業務） …………… 13,856千円

南奈良総合医療センター 資本的収支補正予算の概要

資本的収入

補正予算額 Δ 204,852千円

【補正理由1】 事業進捗に伴う国庫補助金等の財源の精査による
企業債等の減など

項) 補助金

目) 県補助金

・地域医療再生基金事業費県補助金 Δ 29,950千円

項) 負担金

目) 他会計負担金

・市町村事業費負担金 Δ 33,444千円

項) 企業債

目) 企業債

・病院事業債 Δ 141,458千円

※補正前予算額 1,817,939千円

補正後予算額 1,613,087千円

資本的支出

補正予算額 Δ 204,852千円

【補正理由1】 医療情報システム整備及び
医療機器整備事業費等の精査による
器械備品購入費の減など

目) 病院改築事業費

(工事事務費)

・業務システム委託料 Δ 10,000千円

・業務支援委託料 Δ 25,000千円

目) 器械備品購入費

(医療機器購入費)

・医療機器購入 Δ 45,867千円

・既存医療機器購入負担金 Δ 13,868千円

(器具備品購入費)

・医療情報システム整備 Δ 110,117千円

※補正前予算額 1,817,939千円

補正後予算額 1,613,087千円

1. 改正趣旨

平成29年1月に予定されている番号法の全面施行を踏まえ、同法で求められているマイナンバーを内容に含む特定個人情報の厳格な保護措置に対応するため、企業団の個人情報保護条例を一部改正する。

2. 主なポイント

○番号法31条では、地方公共団体は法の趣旨の踏まえて条例整備することを求めており、その主な項目は次のとおり。なお、情報提供等記録（第30条）とそれ以外の特定個人情報（第29条）とでは保護措置に違いがある。

項目	番号法第29条	番号法第30条
対象の範囲	情報提供等記録を除く 特定個人情報	情報提供等記録
目的外利用	人の生命等保護（本人同意）と、 激甚災害時の金銭支払いに限定	目的外利用を禁止
外部提供	番号法第19条各号の事務（情報提供ネットワーク、安全措置が講じられている方法）に限定	
開示請求者	任意代理人による請求が可能	
他法令の開示制度との調整	他の法令による開示制度との調整規定を除外 （他法令と重複して開示を実施）	
訂正請求者	任意代理人による請求が可能	
訂正の通知先		総務大臣及び情報照会者 又は情報提供者に通知
利用停止請求者	任意代理人による請求が可能	利用停止請求を禁止
利用停止等の事由	利用停止等の請求事由を追加	
開示・訂正の移送		事案移送を禁止

3. 主な改正内容

- ①特定個人情報、保有特定個人情報及び情報提供等記録について定義する。（第2条関係）
- ②特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用について以下のとおり制限する。
（第8条の2関係）
 - ・「特定個人情報」の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認める。
- ③特定個人情報の提供は番号法19条各号に該当する場合に制限する。（第8条の3関係）
- ④特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認める。（第11条～第12条関係等）
 - ※ただし「情報提供等記録」については、利用停止請求自体を認めない。
- ⑤情報提供等記録について、事案の移送を認めない。（第20条・第32条関係）
- ⑥特定個人情報及び情報提供等記録について、他の法令等による開示の実施との調整を行わない。（第23条関係）
- ⑦情報提供等記録について訂正があつた場合、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。（第33条の2関係）
- ⑧利用停止等の請求事由は、番号法第29条において特定個人情報の利用停止等の請求が次の場合にも認められているので同様に規定する。（第34条関係）
 - ・目的外利用の制限の規定に違反したとき
 - ・収集及び保管の制限の規定に違反したとき
 - ・特定個人情報ファイル作成の制限の規定に違反したとき
 - ・提供の制限の規定に違反したとき
 なお、情報提供等記録については、システム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱が想定されていないため、利用停止請求は認められない。

4. 施行日

施行日：公布日（情報提供等記録に関しては番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日）

改正案	現行
<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。 2～4 略</p> <p>5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>8 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>(保有個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条及び第9条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。 2～4 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。 2～4 略</p> <p>5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>(利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2～4 略</p>

改正案	現行
<p>(保有特定個人情報の利用の制限) 第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。</p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限) 第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第9条 実施機関は、第8条第2項第3号から第7号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると</p>	<p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第9条 実施機関は、前条第2項第3号から第7号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると</p>

改正案	現行
<p>と認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p>(開示請求権) 第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索し得る状態で記録されたものに限る。以下この章において同じ。)の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第13条第2号、第26条第2項及び第34条第2項において同じ。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続) 第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (1)～(3) 略</p>	<p>認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p>(開示請求権) 第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索し得る状態で記録されたものに限る。以下この章において同じ。)の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続) 第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してなければならない。 (1)～(3) 略</p>

改正案	現行
<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報である場合にあつては本人の法定代理人又は委任による代理人。第27条第2項及び第35条第2項において同じ。))であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(保有個人情報の開示義務) 第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)～(2) 略</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(保有個人情報の開示義務) 第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することには</p>

改正案	現行
<p>ことはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (ただし書き以下略)</p> <p>(事案の移送) 第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(他の制度との調整) 第23条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)については、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>より、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (ただし書き以下略)</p> <p>(事案の移送) 第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(他の制度との調整) 第23条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)については、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>(利用停止請求権) 第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を利用する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 ア 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。 イ 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき。 ウ 第8条第1項若しくは第2項又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。 エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。 オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記載されているとき。</p> <p>(2) 第8条第1項若しくは第2項又は第8条の2第3項の規定に違反して提</p>	<p>(利用停止請求権) 第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次の各号のいずれかに該当する)と認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有</p>

改正案	現行
<p>(事案の移送) 第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第20条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知) 第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知) 第33条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記載された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(事案の移送) 第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第20条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知) 第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

改正案	現行
<p>供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2～3 略</p> <p>附則(平成28年10月 日条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。</p>	<p>個人情報の提供の停止</p> <p>2～3 略</p>